

国家戦略特別区域一般社団法人等保証制度要綱

1. 制度目的

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づき指定された国家戦略特別区域（「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」平成29年2月21日付け国家戦略特別区域諮問会議「信用保証制度の一般社団法人等への適用」を実施する区域に限る。以下同じ。）を業務区域とする信用保証協会が、中小企業信用保険法第2条第1項に定める中小企業者と同様の事業を行う一般社団法人及び一般財団法人に必要な資金に係る債務の保証を行うことにより、資金調達の円滑化を図ることを目的とする。

2. 申込人資格要件

一般社団法人及び一般財団法人

3. 保証限度額

2億8,000万円（原則として無担保保証は、8,000万円以内）

4. 保証形式

個別保証とする。

5. 保証割合

80%（割合保証）

6. 対象資金

事業資金とする。

なお、本保証制度に係る既往借入金を信用保証協会保証付融資により借り換える場合は、本保証制度によってのみ行うことができる。

7. 対象金融機関

約定締結金融機関とする。

8. 返済方法

一括返済又は分割返済とする。

9. 保証期間

(1) 一括返済の場合 1年以内。

(2) 分割返済の場合 運転資金7年以内、設備資金10年以内とする。

なお、分割返済の場合の据置期間は、1年以内とする。

10. 信用保証料率

借入金額に対し1.15%とする。(保証委託額に対し1.4375%とする。)

なお、担保の提供がある場合は、0.1%を割引くものとする。

11. 担保・保証人

(1) 担保 必要に応じて徴求するものとする。

(2) 保証人 原則として代表理事以外の保証人は徴求しないものとする。

12. 貸付金利

金融機関所定利率とする。

13. 添付資料

信用保証協会所定の申込資料とする。

附 則

(1) この要綱は、平成29年5月16日から施行する。

(2) 本制度要綱の位置づけ

国家戦略特別区域における地方自治体は、本制度要綱に定める要件を備えた制度融資を創設し、当該制度融資に基づき信用保証協会が本保証を実施するものとする。

(3) 地方自治体の応分の負担

「一般社団法人・一般財団法人への信用保証制度の適用」は、地方自治体の応分の負担を前提に実施することとされており、制度関係者の最終的な負担割合(融資金額に対する割合)を国30%、地方自治体25%、信用保証協会25%、金融機関20%とする。

(4) 国家戦略特別区域における地方自治体の対応

地方自治体は、附則(3)を踏まえ、信用保証協会に対して必要な支援措置を講じたうえで、制度融資を創設するものとする。なお、創設にあたっては、中小企業庁と事前協議を行うものとし、創設した制度融資要綱(支援措置が明示された要綱を含む。)を中小企業庁に対して、速やかに報告するものとする(創設後に改正する場合を含む。)

(5) 中小企業庁の対応

中小企業庁は、附則(3)を踏まえ、経営安定関連保証等対策費補助事業を活用し、一般社団法人全国信用保証協会連合会を通じて信用保証協会に対して、必要な支援措置を講じるものとする。